



県章



平成27年
12月11日(金)
第9358号

目次

ページ

告示

- 特定工場等の騒音規制地域指定の変更(環境保全課) 2
- 道路の供用開始(道路管理課) 2
- 同 2
- 同 3

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(県民生活課) 3
- 労働者委員の候補者の推薦(労働政策課) 4
- 都市計画新住宅市街地開発事業の変更に係る縦覧(都市計画課) 6

公安委員会告示

- 犯罪被害者等早期援助団体の名称等の変更(広報広聴課) 6

落札

- 落札者等の決定(心臓血管センター) 6

■ 告 示

◎群馬県告示第377号

特定工場等において発生する騒音について規制する地域等の指定の告示（平成12年群馬県告示第553号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成27年12月11日

群馬県知事 大澤 正 明

表前橋市の部第2種区域の項2中「市街化調整区域の区域」の次に「（多田山産業団地の一部（前橋市の区域）を除く。）」を加え、同部第3種区域の項2の次に次のように加える。

3 多田山産業団地の一部（前橋市の区域）

表高崎市の部第4種区域の項中5を削り、6を5とし、7から18までを1項ずつ繰り上げる。

表伊勢崎市の部第3種区域の項2中「2級19号線」を「219号線」に改め、同項中16を18とし、15を17とし、14の次に次のように加える。

15 赤堀鹿島工業団地の区域

16 多田山産業団地の区域

表伊勢崎市の部第4種区域の項2中「204号線」の次に「（境）1-1号線、同1-2号線」を加え、同項3中「囲まれた」の次に「一般県道伊勢崎新田上江田線以南の」を加える。

表みどり市の部第3種区域の項12中「胴高助」を「同高助」に改める。

◎群馬県告示第378号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県館林土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	122号	館林市赤土町字赤土802番地先から同市同字同795番の2地先まで	平成27年12月15日

◎群馬県告示第379号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県中之条土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	145号	吾妻郡中之条町大字伊勢町字鳥居原551番の1地先から同郡同町大字同字同546番の1地先まで	平成27年12月11日

◎群馬県告示第380号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県伊勢崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成27年12月11日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
一般国道	354号	佐波郡玉村町大字南玉732番の1地先から同郡同町大字下之宮240番の1地先まで	平成27年12月23日

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成27年12月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成27年11月24日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人わくわく広場の会
- 3 代表者の氏名 岡本 拓子
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市中居町一丁目14番地2 ヴィラフルールA201号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民を対象として、子どもの健全育成に関する事業を中心に、未来を拓くすべての子どもの健やかな成長を支えるための福祉の増進、社会教育、まちづくりの推進、学術、文化、芸術の振興、人権擁護や平和の推進及び国際協力や地域社会の発展に寄与することを目的とする。

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項及び労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員について、補欠の委員2人を任命するので、推薦資格を有する労働組合は、次により労働者委員の候補者を推薦してください。

平成27年12月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 推薦資格 労働者委員候補者の推薦資格は、群馬県内のみに組織を有する労働組合であり、かつ、群馬県労働委員会から労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合すると認められたものであること。
- 2 被推薦者の資格 労働組合法第19条の4の欠格条項に該当しない者であること。
- 3 推薦手続 推薦資格を有する労働組合は、推薦書（別記様式）に被推薦者の履歴書及び群馬県労働委員会から交付された労働組合法適合証明書の写しを添えて、群馬県産業経済部労働政策課へ提出すること。
- 4 推薦書類の受付期間 平成27年12月11日から平成28年2月19日まで

別記様式

推 薦 書

年 月 日

群馬県知事 大 澤 正 明 あて

所 在 地

名 称

代表者氏名

印

労働組合法施行令第21条の規定により、群馬県労働委員会の労働者委員候補者として、下記の者を推薦します。

記

氏 名	生年月日	所属団体の名称及びその事務所の所在地	所属団体における地位	略 歴	労働組合法第19条の4該当の有無

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、館林都市計画新住宅市街地開発事業を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに群馬県に意見書を提出することができる。

平成27年12月11日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 館林都市計画新住宅市街地開発事業（板倉ニュータウン）
- 2 都市計画を定める土地の区域 変更する部分 邑楽郡板倉町朝日野一丁目、朝日野四丁目、泉野二丁目及び泉野三丁目の各一部並びに朝日野三丁目及び泉野一丁目の区域の全域
- 3 都市計画の案の縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課、群馬県館林土木事務所及び板倉町都市建設課
- 4 縦覧期間 平成27年12月11日（金）から同月25日（金）まで

■ 公安委員会告示

◎群馬県公安委員会告示第53号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体から名称等の変更について届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成27年12月11日

群馬県公安委員会委員長 塚 越 裕 子

団体の名称	変更の種類	事務所の名称	事務所の所在地	変更年月日
公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま	援助事業を行う事務所の新設	群馬県性暴力被害者サポートセンター	群馬県高崎市若松町96番地	平成27年6月25日

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

平成27年12月11日

群馬県立心臓血管センター院長 大 島 茂

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 群馬県立心臓血管センター総合医療情報システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立心臓血管センター事務局経営課 群馬県前橋市亀泉町甲3-12
- 3 落札者を決定した日 平成27年11月19日
- 4 落札者の名称及び所在地 富士通株式会社群馬支店 群馬県高崎市栄町14-5
- 5 落札金額 626,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 平成27年8月28日

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
